# 子ども·子育て情報掲示板

## ㊊医療証の現況届は11月30日（必着）が期限です

子ども医療助成係／3階
☎(3228)5623　FAX(3228)5679

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証（㊊医療証）をお持ちの方のうち、児童扶養手当を受給していない方に、更新に必要な現況届を郵送しました。必要書類を添えて期限までに提出してください。

☆詳しくは、同封した案内で確認を。児童扶養手当の現況届を提出した方は、㊊医療証の現況届の提出は不要です

## 5歳児歯科健康診査は11月30日までに受診を



すこやか福祉センター企画調整係／8階
☎(3228)8809　FAX(3228)5620

令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれのお子さんで、まだ受けていない方は今月中に受診してください。受診場所は区内の指定歯科医療機関です。

詳しくは、4月下旬に郵送した案内か、区HPをご覧ください。

## 中野区私立学校等保護者支援給付金を支給します

中野区私立学校等保護者支援給付金コールセンター
☎(6822)7170

対象の方に書類を郵送しました。

**対象** 私立学校等に通う小学校1年生～中学校3年生相当の年齢のお子さんの保護者

▲詳しくは、区HPをご覧ください

## ファミリー·サポート事業予約制会員登録

中野区社会福祉協議会
中野区ファミリー·サポート事業担当
☎(5380)0752　FAX(5380)6027

子育てを地域で手助けする、相互援助活動です。

**対象** **利用会員**＝区内在住で子育ての援助を受けたい方、**協力会員**＝区内在住·在勤·在学か隣接区にお住まいで、子育ての援助をしたい20歳以上の方

**日時** 11月25日、12月9日、いずれも水曜日、午前10時～正午

**会場** スマイルなかの（中野5-68-7）

**申込** 11月9日午前10時から電話で、中野区ファミリー·サポート事業担当へ

## 来年4月からの区立学童クラブ利用者を募集します

学童クラブ事業係／7階
☎(3228)8884　FAX(3228)5679

**対象** 保護者の就労などの理由により、放課後に家庭での見守りが難しい区内在住の小学生　☆小学校4～6年生は日常的に支援や保護を必要とする場合

**保育料（月額）** 5,600円
☆減額·免除制度あり

**募集要項·申請書類の配布**
区HP、学童クラブ、区役所7階窓口

**申込期間** 11月13日～12月11日

☆詳しくは、募集要項または区HPをご覧ください

▲区HP

**民間（民設民営）学童クラブの申し込みは各施設へ**

募集期間や申込方法が異なります。直接、各施設に問い合わせを。

☆区立·民間とも、2か所以上の学童クラブの併願はできません

## 年末保育の利用者を募集しています

子育てサービス係／3階
☎(3228)5612　FAX(3228)5679

保護者の方が就労などの理由で年末に保育できない場合、お子さんを預かります。対象や条件などについて詳しくは、区HPをご覧ください。

**実施園** 中野みなみ保育園（南台5-29-9）、陽だまりの丘保育園（東中野5-17-3）、江原保育園（江原町1-10-16）、七海保育園（大和町4-12-10）

**実施日·定員（うち0歳児クラス）** **12月29日（火）**＝36人（5人）、**30日（水）**＝27人（3人）

**保育時間** 午前7時15分～午後6時15分の間で、必要とする時間

**保育利用料** 一人当たり1日3,000円
☆ひとり親世帯のお子さんは一人当たり1日1,500円

**申込** 11月5日～25日（必着）に電子申請か、所定の申請書を郵送または直接、区役所3階子ども総合窓口へ（保育園への提出は不可）

☆申請書は、区HPか同窓口で配布。定員を超えた場合は、抽選。事前に利用園での面接が必要な場合があります



▲区HP



11月は
オレンジリボン·児童虐待防止推進キャンペーン月間

# 189（いちはやく） 気づいたあなたに できること

児童相談所（中央1-41-2みらいステップなかの内）
☎(5937)3289　FAX(5937)3354

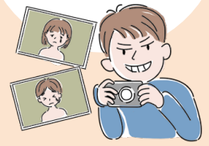
子どもの体や心を深く傷つけ、健やかな成長や人格形成を阻害する児童虐待。昨年度区では、1,492件の虐待相談を受けました。児童虐待を防止するためには、地域のみなさんの温かい見守りや支えが必要です。

## こんなことが児童虐待

**❶身体的虐待**
殴る、蹴る、やけどを負わせるなど



**❷性的虐待**
子どもへの性的行為、性器を触る（触らせる）など



**❸ネグレクト（育児放棄）**
家に閉じ込める、食事を与えない、自動車の中に放置するなど



**❹心理的虐待**
子どもの目の前で暴力を振るう、無視、言葉による脅しなど



**体罰は法律で禁止されています**

児童福祉法と児童虐待防止法で、体罰を加えてはならないことが定められています。体罰はしつけではありません。体罰以外の方法で、しっかり子どもと向き合いましょう。

**子どもの脳の発達に悪影響も**

| 自己肯定ができない | 感情のコントロールができない | 成人期に悪影響を及ぼす |
|---|---|---|
| 無気力、無表情、自傷行為、摂食障害、非行·反社会的行為 | 落ち着きがない、過度にべたべた甘える、暴力·暴言で従わせようとする | 発育不全、精神不安定、アルコール·薬物依存、親になった時に虐待を繰り返す |

## 抱え込まずに相談してください

つらい気持ちを一人で抱え込まず、子ども·若者支援センターやすこやか福祉センターへ相談してください。また、「虐待かも」と思ったら、ためらわずに連絡·相談を。

**子育ての不安や悩みに関する相談先**

- **子ども·若者支援センター**（みらいステップなかの内）　☎(5937)3257　FAX(5937)3514
- **すこやか福祉センター（4か所）**
  ☆詳しくは、2ページをご覧ください

**「虐待かも」と思ったら**

- **児童相談所**　☎(5937)3289　FAX(5937)3354
- **土·日曜日、祝日含む24時間対応**　児童相談所虐待対応ダイヤル（いちはやく）　☎189
- **危険を感じたら警察署へ**　中野警察署　☎(5925)0110　野方警察署　☎(3386)0110

## 「オレンジリボンキャンペーン」にご参加を

養育支援調整係（中央1-41-2みらいステップなかの内）
☎(5937)3267　FAX(5937)3514

11月17日（火）午後4時30分から、中野駅北口駅前広場で、啓発用のボールペンなどを配布。児童虐待防止を呼び掛けます。　☆当日直接会場へ